

【問題】

1. 令和 5 年 12 月 22 日午前 6 時 30 分ころ、柴原阪大前駅付近路上において、V が多量の出血をして死亡しているのが散歩中の男性によって発見され、鑑定の結果、V が胸部刺切創による大動脈損傷に基づく外傷性出血により死亡したことが明らかとなったため、豊中警察署に捜査本部が設置され、殺人事件として捜査が開始された。

2. 捜査本部では、被害者の死亡保険金の受取人や債権者等の金銭関係を中心に捜査を進め、容疑者として 5 名前後の関係者を洗い出し、アリバイ等を確認したところ、そのうちの一人である X にアリバイがないことが発覚した。また、V が殺害された当時、現場付近でシルバーメタリック色のベンツが目撃されていたところ、X は、当時、同様のベンツを使用していたこと、X が V に貸付けていた金員の取立てのために V 方をしばしば訪れていたこと、また、X には覚醒剤使用の前科があることが判明した。

3. そこで、警察官 P らは、X が現在も覚醒剤を所持ないし使用している可能性があるとして、X の自宅付近を見張るなどしてその動向を監視していたところ、令和 6 年 1 月 27 日午後 10 時過ぎ、X が、目をきょろきょろさせながら落ち着きがない様子で自宅玄関から道路に出てきたため、「またクスリでもやってるんちゃうか。」と言って呼び止めた。これに対し、X からは要領を得ない返事しか得られなかったため、P らは覚醒剤使用の疑いを深め、「事情を聴きたいから署まで来てもらえるか。」などと言って警察署まで同行を求めたところ、X はぶつぶつ言いながらもこれに応じた。

4. 警察署において、P らは、X から事情を聴取するとともに尿の提出を求めたところ、X から任意提出された尿から覚醒剤成分が検出されたため、覚醒剤使用の事実で X に対する逮捕状を請求し、そのまま X の身柄を警察署に留め置き、同令状の発付を得て、1 月 28 日午前 0 時 40 分、X を覚醒剤使用の事実により通常逮捕した。X は、翌 29 日から同警察署の留置場に勾留され、勾留期間の延長を経て満期日である 2 月 17 日、覚醒剤使用の事実で起訴され、その後も引き続き（被告人として）勾留された。

5. P らは、1 月 28 日から 31 日まで、黙秘権を告知した上で覚醒剤使用の事実について X を取り調べた。また、①2 月 1 日から 16 日までの間は、連日 5 時間から 7 時間程度、もっぱら殺人事件について取調べたが、その際、改めて黙秘権や取調室からの退去権を告知しなかった。また、覚醒剤使用についての取調べに引き続き、殺人についての取調べにおいても、逃亡防止のため、X は、腰縄でパイプ椅子につながれ、その片手には手錠がはめられた状態であった。X は、同月 13 日までは V 殺害への関与を全面的に否定していたものの、14 日からは関与を認める供述を始め、P らはこれについて供述調書を作成した。

6. P らは、X の上記供述調書等を疎明資料として V 殺害の事実による逮捕状を請求し、その発付を得て、2 月 18 日に X を通常逮捕した。その後、X は同事実により勾留され、引き続き殺人事件について取り調べられた。②X の弁護人は、同事件担当の Q 検事に対して、こ

これらの（殺人罪による）逮捕・勾留は違法な身柄拘束である旨の異議を申し入れたが、その後、勾留期間が延長され、同期間の満期日に X は V 殺害の事実により起訴された。

設問 1 下線部①の取調べの適法性について論じなさい。

設問 2 下線部②の「違法な身柄拘束である旨の異議」について、その内容として考えられるところを論じなさい。なお、4. の逮捕状発付までの留め置き¹の適法性については論じる必要はない。